

個人データの共同利用

個人情報保護法においては、個人データを第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③あらかじめ利用目的等を公表しているグループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。

上記③にあたる共同利用について、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名及び住所ならびに法人代表者の氏名について、次のとおり公表します。

1 事業主との健康診査事業の共同実施と個人データの共同利用について

当組合では、被保険者（従業員）の健康管理を考える上で効率的かつ効果的であるため、事業主とともに健康診査事業を共同実施し、健診受診の有無、特定保健指導及び要精密検査に関する個人データを共同利用します。

A. 共同利用する個人データ項目

- ①健診データ：被保険者等の記号・番号、氏名、性別、生年月日、
資格取得日・喪失日、所属名称、
健診実施日、法定健診項目結果
- ②健診受診有無
- ③特定保健指導対象者、指導進捗状況
- ④要精密検査判定者及び判定後の受診有無（法定健診項目のみ）
- ⑤被扶養者住所情報

B. 個人データを共同利用する者の範囲

- | | |
|---------------|-----------|
| ・ 当組合 | … 管理者・担当者 |
| ・ 太陽生命保険株式会社 | |
| 人事総務部給与厚生課 | … 管理者・担当者 |
| 業務管理部業務管理課 | … 管理者・担当者 |
| T&D 保険グループ診療所 | … 医師・看護師 |
| 本社・支社 | … 管理者 |
| ・ その他事業主 | |
| 人事総務担当 | … 管理者・担当者 |
| 事業主が契約する | … 産業医・看護師 |

C. 個人データを共同利用する者の利用目的

- | | |
|-------|---|
| ・ 当組合 | 被保険者の健康保持を目的とした、健診結果に基づく特定保健指導、要精密検査判定者への受診勧奨を効率的・効果的に行うため。 |
| ・ 事業主 | 従業員の健康状態の把握及び職場における健康保持増進のため。 |

D. 個人データの管理責任者の名称及び住所ならびに法人の代表者名

太陽生命健康保険組合 東京都大田区大森北 1-17-4 太陽生命大森ビル 8 階

理事長 本横山 俊明

管理責任者 常務理事

2 マイナ保険証の利用促進に向けた取組みの共同実施と個人データの共同利用について

当組合では、加入者がマイナ保険証（※）を利用してより質の高い医療の提供を受けることができるよう、また電子証明書の失効等により保険診療を受けられないといった事象を未然に防止するため、マイナ保険証の利用に関連する個人データを事業主と共同利用します。

（※）マイナ保険証とは、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録したものをいいます。

A. 共同利用する個人データ項目

①マイナ保険証の登録状態・初回登録実施日・情報抽出日

②マイナンバーカード・電子証明書の有失効状態・有効期限日

③マイナ保険証の登録解除日・登録解除理由

B. 個人データを共同利用する者の範囲

- ・ 当組合 … 管理者・担当者
- ・ 太陽生命保険株式会社
 - 人事総務部給与厚生課 … 管理者・担当者
 - 業務管理部業務管理課 … 管理者・担当者
 - 本社・支社 … 管理者・健康推進連絡員
- ・ その他の事業主
 - 人事総務担当 … 管理者・担当者

C. 個人データを共同利用する者の利用目的

加入者が安心してマイナ保険証を利用することができ、質の高い医療の提供を受けられる環境を構築するため。

何らかの理由でマイナンバーカードを返納もしくは利用登録を解除した者に対して、むやみに利用を勧奨しないようにするため。

D. 個人データの管理責任者の名称及び住所ならびに法人の代表者名

1に同じ。

3 事業主とのウォーキングイベントの共同実施と個人データの共同利用について

当組合では、加入者の健康増進を目的として開催するウォーキングイベントを事業主と共同実施し、関連する個人データを事業主と共同利用します。

A. 共同利用する個人データ項目

イベントへの参加申込み状況・参加形態・申込日

アプリ内表示名・個人の歩数と順位・チームの歩数と順位

B. 個人データを共同利用する者の範囲

- ・ 当組合 … 管理者・担当者

- ・ 太陽生命保険株式会社
 - 人事総務部給与厚生課 … 管理者・担当者
 - 業務管理部業務管理課 … 管理者・担当者
 - 本社・支社 … 管理者・健康推進連絡員
- ・ その他の事業主
 - 人事総務担当 … 管理者・担当者

C. 個人データを共同利用する者の利用目的

加入者が運動習慣を見直す機会として活用するよう参加を勧奨するため。

D. 個人データの管理責任者の名称及び住所ならびに法人の代表者名

1に同じ。

4 健保連との高額医療事業の共同実施について

健康保険組合と健保連では、健康保険法附則第 2 条に基づく事業として、組合で高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部を健保連から交付する事業を実施しています。その事業の申請のために、①診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含み、以下「レセプト」といいます。）については、電子レセプトの CSV 情報、もしくは紙レセプトのコピー、②当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記録（記載）した「交付金交付申請総括明細データ」もしくは「交付金交付申請総括明細書」を健保連・組合サポート部交付金交付事業高額医療グループに提出します。この交付を受けることによって、当組合の高額医療費の支出が軽減されることとなります。

A. 共同利用する個人データ項目

前項の「交付金交付申請総括明細データ」もしくは「交付金交付申請総括明細書」の記載項目のほか、レセプト記載データの全ての項目

B. 個人データを共同利用する者の範囲

- ・ 太陽生命健康保険組合 給付・審査係担当者
- ・ 健康保険組合連合会 組合サポート部交付金交付事業高額医療グループ
- ・ 業務委託先 公益財団法人日本生産性本部
ICT・ヘルスケア推進部及び協力会社

C. 個人データを共同利用する者の利用目的

当組合においては、高額医療事業の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用します。

健保連組合サポート部交付金交付事業高額医療グループにおいては、全組合からの申請を受理するため、当該組合からの申請に間違いがないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。また、特に高額である 1 ヶ月 1 千万円以上のレセプトについては、個人情報を除いた上で、金額、主病名などについて公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とします。

D. 個人データの管理責任者の名称及び住所ならびに法人の代表者名

1に同じ。